

MY CONDITION KOBE 加入規約

神戸市は、MY CONDITION KOBE 加入規約（以下、「本加入規約」という。）を以下の通り定める。

第1章 総則

（用語の定義）

第1条 本加入規約の中で用いる用語の意味を以下に説明する。

- （1）「本契約者」とは、下記の（5）に定める本サービスを利用するために本加入契約を申し込み、神戸市がその申込みを承諾した保険者や企業等（以下、「企業等」という。）をいう。
- （2）「申込者」とは、本加入契約に申し込む企業等をいう。
- （3）「個人利用者」とは、本契約者の従業員又は本契約者の加入者のうち、「MY CONDITION KOBE 利用規約（個人利用者向け）」（以下、「個人利用者向け利用規約」という。）に同意し、神戸市と利用契約を締結した者をいう。
- （4）「本システム」とは、神戸市が下記の（5）に定める本サービスを提供するために運営するシステムをいう。
- （5）「本サービス」とは、第4条に定めるものをいう。
- （6）「第三者」とは、神戸市、本契約者及び個人利用者以外の者をいう。
- （7）「利用者情報」とは、本サービスが取り扱う個人利用者の個人情報（健康情報を含む。また、本契約者が管理する情報も含む。）をいう。
- （8）「外部サービス」とは、本サービス以外の外部サービスをいい、当該サービスから本サービスへのデータ移行を行うことができるもの、又は本サービスからデータ移行ができるものをいう。
- （9）「本加入契約」とは、神戸市と本契約者が、本サービスを利用するために締結する契約をいう。

（加入規約の適用）

第2条 本加入規約は、本サービスの利用に関する一切について、神戸市と本契約者との間に適用される。

- 2 本契約者は、本サービスの利用にあたり、本加入規約に同意して本加入契約を締結するものとし、本加入契約を締結しなければ本サービスを利用することができない。

（特約）

第3条 神戸市は、本サービスに関して、本契約者との間で、別途合意することにより、本加入規約に加えて特約を定めることができる。当該特約は、本加入規約と共に本加入契約の一部を構成するものとする。

第2章 サービス

（サービスの内容）

第4条 神戸市は、本サービスとして、次に示すサービスをアプリケーションやウェブサイト等を用いて提供することができる。なお神戸市は、本契約者の承諾を得ることなく、次に示すサービス内容や対象サービスに係る一切の事項に変更を加えることができる。

- （1）健康情報等管理サービス：健康情報等を本システムに集約し、アプリケーション上で参照することができるサービス
- （2）ICTを活用した健康アドバイスサービス：個人利用者の健康情報等に即した最適なアドバイスを提供するサービス
- （3）健康ポイントサービス：個人利用者の健康行動にポイントを付与し、特典等との交換ができるサービス
- （4）健康等に関する情報提供サービス：健康等に関する情報（神戸市以外の第三者が提供する商品

- 又はサービスを含む。)を個人利用者に掲示、配信するサービス
- (5) 個人利用者の健康管理サービス：本契約者の健康管理担当者に対する管理機能の提供
 - (6) 災害時等における情報提供サービス：本システムに登録された利用者情報を、災害時や救急活動において、神戸市が必要と認めた場合に、神戸市が医療機関や市町村等に提供するサービス
 - (7) 外部サービス連携サービス：個人利用者が同意した場合に限り、外部サービスと連携し、本システムに保管している利用者情報を利用したサービスを個人利用者が利用できるようにする、又は、外部サービスを提供する事業者（以下、「外部サービス事業者」という。）から本システムが健康情報等の提供を受けるサービス
- 2 本サービスは、個人利用者に対する利用者情報の提供、健康改善・増進の支援、企業等への健康経営の支援、又は災害時・救急時等において個人利用者に対する医療若しくは介護の提供が必要な際に、医療若しくは介護従事者等に対する正確な情報提供を目的とするものである。神戸市は、医療行為又は医療行為に準じる行為を行うものではない。また、神戸市は、個人利用者の健康状態が改善・増進されること、及び医療又は介護従事者等に対する情報提供の結果として行われた医療又は介護の結果について何ら保証するものではない。

(委託)

第5条 神戸市は、本加入契約に関する全部若しくは一部の業務又は本サービスに基づいて取得した利用者情報の取扱いに関する全部若しくは一部の業務を、本契約者の同意なく第三者に委託することができる。

第3章 加入契約

(利用資格)

第6条 申込者又は本契約者となることができる資格を有する者は、神戸市内に本社、本店、支社、支店、営業所等を置く企業等とする。

(加入契約の締結)

第7条 申込者は、神戸市が定める方法により、本加入規約に同意の上、神戸市に対し MY CONDITION KOBE 加入申込書（様式第1号）（以下、「加入申込書」という。）を提出し、本加入契約を申し込む。

- 2 神戸市は、前項の申込者による申込みについて、第8条の各号に該当しないと判断した場合には、申込者の申込みを承諾し、本加入契約を締結することができる。
- 3 神戸市が前項に基づき申込者による本サービスの利用を承諾することとした場合には、申込者に対し承諾を行う。本加入契約は承諾を行った時点で成立する。
- 4 神戸市は、前項の承諾の証として、本契約者が管理端末等から本サービスを利用するために必要となる管理者 ID、パスワード等認証キー（以下、「利用認証キー」という。）及び利用マニュアルを提供し、本サービスの利用における注意事項等その他必要な事項を説明する。

(申込みの不承諾)

第8条 神戸市は、申込者が本加入契約の申込みを行った時点で、次のいずれかに該当する場合、契約を締結しない場合がある。

- (1) 申込者が実在しないことが判明した場合
- (2) 申込者が過去に本加入契約に違反するなどにより、本加入契約を解除、又は本サービスの利用を一時停止されていたことが判明した場合
- (3) 加入申込書に不備若しくは事実と反する内容がある場合、又はそのおそれがある場合
- (4) 申込者が第4章に定める義務の一にでも違反するおそれがあると神戸市が判断した場合
- (5) 神戸市が技術上又は業務の遂行上支障があると判断した場合
- (6) その他、神戸市が不相当と判断した場合

(特約の締結)

- 第9条 神戸市は、本契約者との間で特約を締結しようとする際には、本契約者に対して、電子メール、その他神戸市が適当と判断する方法により、特約の締結を申し込むことができる。
- 2 前項の契約は、本契約者が承諾をしたときに成立する。

(加入契約の解除・一時停止)

- 第10条 神戸市は、本契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知又は催告を要することなく、本サービスの利用を一時的に停止し、又は本加入契約を解除し、被った損害の賠償を第19条に基づき請求することができるものとする。
- (1) 第6条に定める利用資格を喪失した場合
- (2) 第14条又は第15条に定める届出がなされなかった場合
- (3) 本加入規約の定め違反しており、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であると認められる場合
- (4) 第17条、第18条、第32条又は第33条のいずれかの定め違反した場合
- (5) 神戸市への届出内容が事実と反していることが判明した場合
- (6) 本加入規約に定める義務を履行する見込みがないと認められる場合
- (7) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けた場合
- (8) 監督官庁から営業停止又は許可取消し等の処分を受けた場合
- (9) 法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
- (10) 神戸市又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害した場合
- (11) 本サービスを通じてウィルス・プログラムその他の有害プログラム等を個人利用者その他の第三者に送信した場合
- (12) 神戸市又は第三者のソフトウェア、機器、設備等の利用又は運営に支障を及ぼした場合
- (13) 本サービスの運営を妨げ、又は支障を及ぼした場合
- (14) 神戸市に重大な危害又は損害を及ぼしたと場合
- (15) その他、神戸市が本契約者として不適当と判断した場合
- 2 本契約者は、あらかじめ90日前までに神戸市所定の解約申込書(様式第2号)を神戸市に提出することにより契約を解約できるものとする。

(サービスの開始)

- 第11条 本サービスの利用開始日は、神戸市が定めるものとし、別途第22条に定める方法により本契約者に通知されるものとする。

第4章 本契約者の義務

(本契約者の責任)

- 第12条 本契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守し、個人利用者に、次の各号に掲げる事項を遵守させることを保証する。
- (1) 著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権その他神戸市の権利を第三者に許諾、譲渡しないこと。
- (2) 犯罪を構成し、又は犯罪を助長する目的に利用しないこと。
- (3) 公序良俗に反しないこと又はそのおそれがないこと。
- (4) 神戸市若しくは第三者のソフトウェア、機器、設備等の利用若しくは運用に支障を与えないこと又はそのおそれがないこと。
- (5) 法令等に違反しないこと又はそのおそれがないこと。
- 2 本サービスに関して、神戸市が個人利用者その他の第三者との紛争等により損害を被った場合は、本契約者はその一切の損害を第19条に基づき賠償する。

(利用認証キーの発行及び管理)

第 13 条 神戸市は、第 7 条に基づき加入契約を締結した本契約者に対し、本サービスの利用を開始するための利用認証キーを付与する。

- 2 本契約者は、第 1 項に基づき発行された利用認証キーの管理及び使用について一切の責任を持ち、不正利用の防止に努める。神戸市は、利用認証キーが不正利用されたことによって本契約者又は個人利用者が被る不利益及び損害については、本契約者の故意又は過失の有無にかかわらず、神戸市に故意又は過失がない限り、責任を負わない。
- 3 本契約者は、自己の利用認証キーを失念した場合、又は自らの利用認証キーが第三者によって不正利用されたことが判明した場合には、直ちに神戸市にその旨を連絡し、神戸市の指示に従うものとする。
- 4 本契約者は、利用認証キーを、第三者に利用させ、又は貸与、譲渡等してはならない。

(変更の届出)

第 14 条 本契約者は、企業等の所在地や連絡先、担当者、その他神戸市への届出内容（以下、「届出内容」という。）に変更が生じた場合には、神戸市に対し所定の方法で変更の届出をする。

(個人利用者の利用資格の確認)

第 15 条 本契約者は、個人利用者が退職した場合には、速やかに神戸市に対し所定の方法で届出をする。

(サービスの運用方法)

第 16 条 本契約者は、本サービスを利用するために必要となる端末その他全ての機器等を本契約者の責任と負担において準備する。

- 2 本契約者は、自己の負担により通信会社からインターネット等接続サービスの提供を受けた上で本サービスを利用する。
- 3 本契約者は、本サービスの利用を希望する個人利用者に対して本サービスの利用に必要な利用認証キーを提供し、本サービスの利用における注意事項等その他必要な事項を説明する。
- 4 本契約者は、個人利用者が本サービスを利用するにあたっては、自己又は神戸市における利用者情報の取り扱いについて、取得される利用者情報の範囲、その利用目的並びに第三者への提供がある場合はその第三者、提供方法及び提供される情報の範囲を個人利用者向けサービスの申込書に明記するなどの方法により、個人利用者から適切に同意を取得するものとする。
- 5 本契約者は、自己の役員又は従業員の中から健康管理担当者を指定する。健康管理担当者のみ、本サービス上の利用者情報を閲覧できるものとする。
- 6 神戸市は、本サービスの運用方法として利用マニュアルを本契約者に提供し、本契約者はサービス提供時における最新のオンラインで提供される利用マニュアルに記載された運用方法に従って本サービスを利用する。

(権利譲渡の禁止)

第 17 条 本契約者は、本加入契約上の権利若しくは義務又は契約上の地位の全部若しくは一部を他に譲渡してはならないものとする。

(禁止行為)

第 18 条 本契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 本サービスの利用にあたり、虚偽の利用者情報を記録するなど、神戸市に虚偽の申告をする行為
- (2) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (3) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により、第三者の個人情報を収集する行為

- (4) 本サービスに関する情報を改ざん又は消去する行為
- (5) 利用認証キーを不正使用、譲渡又は貸与する行為
- (6) 第三者に本サービスを利用させる行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
- (8) 神戸市又は第三者の設備（神戸市が本サービスを提供するために用意する第三者が所有する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアなど）に無権限でアクセスする等その利用や運営に支障を与え、又は与えるおそれのある行為
- (9) 各認証システム若しくはセキュリティ機能を回避する、又は回避しようと試みる行為
- (10) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為
- (11) 神戸市の同意なく、営利を目的として本サービスを利用する行為
- (12) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (13) 神戸市又は第三者の著作権及びその他知的財産権を侵害する行為
- (14) 神戸市又は第三者の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- (15) 法令や条例又は公序良俗に反する行為
- (16) 個人利用者に著しく不快感を与える行為
- (17) その他神戸市の信用を傷つけ、又は神戸市及び第三者に損害を与える行為

(本契約者が負う損害賠償責任)

第 19 条 本契約者は、本加入規約に違反して神戸市に損害を及ぼした場合、神戸市に対しその損害（合理的な弁護士費用を含む。）を賠償する。

(契約終了時の措置)

第 20 条 本契約者は、本契約終了について、自己の費用と責任において個人利用者に対する適切な周知等の措置（以下、「終了措置」という。）を図るものとする。ただし、契約の終了が神戸市の都合による場合は、神戸市は、本契約者が終了措置に要した費用のうち合理的な範囲において、神戸市と本契約者において協議して合意した額を負担するものとする。

2 本加入契約が終了した場合、本契約者及び個人利用者は本サービスを利用することはできない。

第 5 章 利用料金

(料金)

第 21 条 本契約者は、本サービスの利用の対価（以下、「利用料金」という。）として、加入申込書に定める金額を神戸市に対し支払うものとする。ただし、本システムと連携する外部サービス事業者が提供するアプリケーションの利用料金については、当該アプリケーションの加入規約等に従うものとする。

2 神戸市は、本契約者より受領した利用料金について、神戸市の責に帰すべき事由による場合を除いて一切の返金、返還をしないものとする。

3 本契約者は、利用料金（延滞利息を除く。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について 1 年（365 日）につき 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとする。

第 6 章 運営

(通知)

第 22 条 神戸市は、本契約者に対して、住所、電話番号、電子メールアドレスその他神戸市へ届け出た連絡先（以下、「届出連絡先」という。）への郵送、電子メール、その他神戸市が適当と判断する方法により、随時本サービスに関連する事項を通知することができる。

2 神戸市が本契約者への通知を郵送で行った場合、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。また、神戸市が本契約者への通知を電子メールで行った場合、当該電子メールの送信がなされた時点で通知の効力を生じるものとする。なお、神戸市から通知された電子メールの内容を

データ化等により読み取ることができない場合は、本契約者は直ちに神戸市にその旨を連絡し、その通知内容を確認するものとする。

- 3 本契約者は、届出連絡先に変更があった場合は、神戸市に対し、速やかに、変更の事実を証明する書類を添えてその旨を届け出るものとする。なお、届出連絡先に変更があったにもかかわらず、神戸市に届け出がないとき（届け出後、神戸市がその変更内容を確認できるまでの間を含む。）は、本加入規約に定める神戸市からの通知については、神戸市が届け出を受けている届出連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなす。
- 4 本契約者の合併又は会社分割等法定の原因に基づき本契約者の本加入契約上の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、神戸市に対し、速やかに、承継の原因となった事実を証明する書類を添えてその旨を届け出るものとする。

（免責）

第 23 条 神戸市は、次の各号により本契約者又は第三者に生じた損害については一切責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により、神戸市が本サービスを提供できなかった場合
 - (2) 本契約者が使用した機器等の不具合等により、本サービスを利用できなかった場合
 - (3) 通信障害等によって端末が利用できなかったことにより、本サービスを利用できなかった場合
 - (4) 利用認証キーが、神戸市の責によらずして第三者に不正に使用された場合
 - (5) 第 24 条及び第 25 条に定める事由により、本契約者が本サービスを利用することができなかった場合
 - (6) 本契約者が第 14 条及び第 15 条に定める届出義務を怠った場合
 - (7) 本契約者が本加入規約に違反した場合
 - (8) その他、本サービスを利用することにより、神戸市の責によらずして本契約者又は第三者に損害が発生した場合
 - (9) 外部サービス連携サービスによって、利用者情報が自動的に更新された場合
- 2 神戸市は、本契約者が使用するいかなる機器及びソフトウェアについて、一切動作保証は行わない。
- 3 神戸市は、本サービスに保管された、個人利用者の利用者情報について正確性を保証するものではない。
- 4 神戸市は、外部サービス事業者が提供する健康情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性に関し、保証するものではなく、一切責任を負わないものとする。
- 5 神戸市は、本契約者が本契約者の事由により本サービスを利用しないことについて、一切責任を負わないものとする。
- 6 本契約者は、本サービスの利用によって神戸市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と負担により解決するものとし、神戸市は一切責任を負わないものとする。

（サービスの一時的な中断）

第 24 条 神戸市は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、本契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、一時的に本サービスの提供を中断できる。

- (1) 本サービスの提供に必要な設備の故障等により保守を行う場合
 - (2) 天災地変その他不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (3) その他、運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- 2 神戸市は、前項の他、本サービスの提供に必要な設備の保守を行うため、本契約者に事前通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できる。

（サービス提供の終了）

第 25 条 本サービスの提供を終了する場合、神戸市は、以下の手続をもって全ての本契約者に対する

サービスの提供を終了する。

- (1) 事前に本契約者に第 22 条に基づいて通知を発した場合
 - (2) 不可抗力により本サービスの提供が不可能となったと神戸市が判断した場合
- 2 前項に基づき神戸市が本サービスの提供を終了する場合、本サービスの提供は (1) の通知に記載された時点又は (2) の判断の時点において終了する。

第 7 章 知的財産及び利用者情報

(知的財産権)

第 26 条 本サービスにおいて神戸市が提供するコンテンツ、画面デザイン等に関する管理処分権、著作権又はその他の知的財産権は、神戸市又は、本サービスを提供するにあたり神戸市と契約を締結している事業者（ライセンサー及び委託先を含む）に帰属する。

- 2 神戸市と本契約者の間の本加入契約の締結は、前項の権限及び権利の移転を意味するものではない。

(加入契約に基づく利用者情報の取扱い)

第 27 条 利用者情報は、別途神戸市と個人利用者が締結する個人利用者向け利用規約による利用契約に基づき、神戸市に帰属する。

- 2 本契約者は、本契約者が管理する個人利用者の利用者情報が神戸市へ円滑に提供されるよう配慮する。
- 3 神戸市は、個人利用者向け利用規約に基づき、利用者情報を、次の各号に定める利用目的の範囲において利用し、第三者に提供することができる。
 - (1) 本サービスを提供するため
 - (2) 本サービスの利用状況を分析するため
 - (3) 本サービスの改善改良のため
 - (4) 本契約者若しくは個人利用者からの本サービスについての問い合わせ、又は本契約者若しくは個人利用者への電話による対応や郵送等のため
- 4 神戸市は、前項の利用目的に加え、利用者情報を、神戸市民個人利用者の健康増進や本サービスの向上に関する分析、科学研究又は研究開発のために利用し、又は、個人及び企業等の名称を直ちに識別できないよう加工したうえで、第三者（大学、研究所等の研究機関）に提供することができる。
- 5 神戸市は、第 3 項の目的の範囲内において、個人利用者の同意に基づき、外部サービス事業者から個人情報の提供を受け、又は外部サービス事業者に対して利用者情報の提供を行うことができる。
- 6 神戸市は、個人利用者の同意を別個に得た場合には、第 3 項の目的以外の利用目的のために、利用者情報を取り扱うことができる。
- 7 神戸市は、個人利用者から提供された利用者情報が違法又は不当に取得されたものである等、本サービスにおいて取り扱うことが不適切であると判断した場合は、個人利用者に事前に通知することなく利用者情報を削除する場合がある。神戸市はかかる削除により本契約者及び個人利用者に発生した不利益について、一切の責任を負わない。
- 8 健康管理担当者は、本契約者が第 16 条第 4 項に基づき個人利用者から適切に同意を得ることを条件として、本サービスの管理機能等を利用する目的で、利用者情報を利用することができる。

(神戸市個人情報保護条例に基づく利用者情報の取扱い)

第 28 条 神戸市は、本サービスの提供にあたり、個人利用者又は本契約者から提供された利用者情報を、神戸市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱い、利用者情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

- 2 個人利用者は、神戸市に対し、神戸市個人情報保護条例に基づき、本サービスで保管された利用者情報の開示や訂正を請求することができる。

(加入契約の終了と利用者情報の取扱い)

第 29 条 神戸市は、本加入契約が終了（解除又は解約により終了した場合を含む）した場合、本加入契約の終了の日から、第 27 条に定める利用者情報の利用及び提供を停止する。ただし、個人利用者が個人利用者向け利用規約に定める利用資格を保持しており、本サービスの利用継続を希望する場合はその限りではない。

2 神戸市は、次の各号に定める場合、本契約者に対し何ら通知することなく、また、何らの補償をすることなく、利用者情報を削除することができる。なお、次の各号の場合に該当する個人利用者は、利用者情報の削除を神戸市又は本契約者に対して求めることができる。本契約者が当該要求を受けた場合、これを速やかに神戸市に対して通知する。

(1) 神戸市が定める所定の期間、個人利用者による本サービスの利用がない場合

(2) 個人利用者が本サービスを終了した後、所定の期間が経過した場合

(3) 本加入規約が解除、解約等により終了した後、所定の期間が経過した場合

第 8 章 その他

(加入規約の変更)

第 30 条 神戸市は、本契約者の承諾を要することなく、本加入規約に新たな規定の追加又は変更を行うことができる。この場合、新たに追加又は変更される規定は本加入契約の一部を構成する。

2 本加入規約を追加又は変更する場合、神戸市は、本サービス上において本契約者に事前に本加入規約を追加若しくは変更すること、追加若しくは変更の内容及び追加若しくは変更後の加入規約の効力発生時期の通知を行うものとする。

3 変更後の加入規約は、神戸市が別途定める場合を除いて、前項に定める通知に記載した効力発生時期から効力を生じる。

4 加入規約の変更があった場合、本契約者が本加入契約を解約しない限り、本契約者は加入規約の変更内容に同意したものとみなす。

(秘密保持)

第 31 条 神戸市及び本契約者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本加入契約を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、図面、写真、仕様、データなどの相手方の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を本加入規約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとする。

2 前項の定めにかかわらず、被開示者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示を受けた際、すでに公知であった情報

(2) 開示を受けた際、自らが既に保有していた情報

(3) 開示を受けた後、自らの責めに帰さない事由により公知となった情報

(4) 開示を受けた後、その情報によらず自らの開発により知得した情報

(5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報

3 神戸市及び本契約者は、自己の役職員に秘密情報を開示するときは、当該役職員（退職又は退任後も含む。）が当該義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。

4 神戸市及び本契約者が本条の定めに基づき第三者に秘密情報を開示する場合は、当該第三者に本加入規約に定める自己の義務と同等以上の義務を課すものとする。なお、この場合において、当該第三者が当該義務に違反し、相手方に損害を与えたときは、神戸市又は本契約者は自らの故意・過失の有無にかかわらず、相手方が被った一切の損害を賠償する。

(秘密書類の保管及び複製等の禁止)

第 32 条 神戸市及び本契約者は、秘密情報に関する全ての文書その他の媒体（電磁的に記録されたものを含む。）及びそれらの複製物（以下、総称して「秘密書類」という。）を他の資料又は物品と明

確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管する。

- 2 神戸市及び本契約者は、事前に相手方の書面による承諾がない限り、秘密書類の全部又は一部を複製し、又は改変することはできない。
- 3 神戸市及び本契約者は、本加入契約が終了し、又は本加入契約の契約期間中に相手方から要求を受けたときは、相手方の指示に従い、速やかに秘密情報を収録した全ての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体及びそれらの複製・複写物、改変物を当該相手方に返還し、又は破棄する。

(反社会的勢力の排除)

第 33 条 神戸市及び本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含む。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 神戸市及び本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(合意管轄)

第 34 条 本加入規約及び本加入契約に関する一切の紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

(準拠法)

第 35 条 本加入規約に関する準拠法は、日本法とする。

(法令等の遵守)

第 36 条 本契約者は本加入規約の定めに従うほか、関係法令等を遵守するものとする。

(存続条項)

第 37 条 第 23 条(免責)、第 26 条(知的財産権)から第 29 条(加入契約の終了と利用者情報の取扱い)、第 31 条(秘密保持)、第 34 条(合意管轄)及び第 35 条(準拠法)の規定については、本加入契約終了の後も効力を有するものとする。

(協議事項)

第 38 条 本加入規約に定めのない事項又は本加入規約各条項の解釈について疑義が生じたときは、神戸市と本契約者との間で誠意をもって協議の上、定めるものとする。

附則

本加入規約は令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

MY CONDITION KOBE 加入申込書

年 月 日

神戸市長宛

所在地

商号または名称

代表者

印

別紙「MY CONDITION KOBE 加入規約」に同意の上、以下のとおり申し込みます。

■ 契約期間

年 月 日 ～ 年 月 日

■ 契約金額

円

（内訳： ）

■ 支払方法

別途本市が定める方法とする。

■ 連絡先 ※届出内容に変更があった場合は、神戸市までご連絡ください。

部 署：

担 当 者：

電 話 番 号：

メー ル ア ド レ ス：

住 所：

MY CONDITION KOBE 解約申込書

年 月 日

神戸市長宛

所在地

商号または名称

代表者

印

MY CONDITION KOBE 加入規約第10条第2項に基づき、以下のとおり解約を申し込みます。

■ 契約期間

年 月 日 ~ 年 月 日

■ 解約希望日 ※希望日の90日前までに本申込書を神戸市にご提出ください。

年 月 日

■ 解約理由